



担当課：調整課
直通：092-643-3325
内線：3351、3357
担当：野口、吉田

パートナーシップ宣誓制度に関する包括連携の拡大と 民間事業者サービス提供の拡充！

～4月1日、新たに県内2市と連携開始～

～15広域地域振興圏域全てで民間事業者が提供するサービスが開始～

県では、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活できる福岡県を目指し「福岡県パートナーシップ宣誓制度」※1を実施しています。

これまで、県内6市3町（北九州市、福岡市、直方市、田川市、古賀市、福岡市、粕屋町、香春町、苅田町）及び佐賀県との間で、転居等をした場合の

①転出自治体が交付する受領証の継続利用、②サービスの相互利用 に関する包括連携を行っています。

このたび、行橋市 及び 中間市 と包括連携の協定を締結することとなりました。これにより、更なる利用者の負担軽減や制度の利便性向上を図ります。

また、当事者から要望の強い※2 3業種（医療、賃貸住宅及び住宅ローン関係）について、民間事業者が提供するサービスが15の福岡県広域地域振興圏域※3全てで提供されることとなりました。

※1 「福岡県パートナーシップ宣誓制度」

双方または一方が性的少数者のカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを県に宣誓し、県が「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付する制度

※2 当事者からの要望

不動産業者に対しカップル向け賃貸住宅情報を提供してほしい、医療機関での病状の説明や手術の同意等の対象者として認めてほしい、等

※3 「福岡県広域地域振興圏」

通勤・通学の人口動態、地理的状況、歴史的経緯などを総合的に勘案して設定した圏域

①北九州市、②遠賀・中間、③京築、④福岡市、⑤筑紫、⑥糟屋中南部、⑦宗像・糟屋北部、⑧糸島、⑨朝倉、⑩八女・筑後、⑪久留米、⑫有明、⑬直方・鞍手、⑭飯塚・嘉穂、⑮田川

1 包括連携の拡大について

(1) 協定について

- ・協定締結先 8市3町(北九州市、福岡市、直方市、田川市、**行橋市**、**中間市**、古賀市、福津市、粕屋町、香春町、荻田町)及び佐賀県
- ・2市との協定締結日 令和7年4月1日
- ・協定書の内容 別添1 県内市町との協定書、別添2 佐賀県との協定書

(2) 包括連携の効果

制度を導入している全ての自治体間で包括的に連携(転出自治体が交付する受領証の継続利用及び協定締結自治体内で提供される行政サービスの相互利用)ができるようになる。



2 民間事業者が提供するサービス拡大に向けた取組

これまで、当事者から要望の強い3業種(医療、賃貸住宅及び住宅ローン関係)の15福岡県広域地域振興圏域におけるサービス提供※4に向けて取り組んできました。

昨年度は、既に全圏域でサービスが提供されている住宅ローン関係を除いて、サービス未提供圏域である医療7圏域及び賃貸住宅4圏域※5でのサービス提供に向け、各地区医師会、(公社)福岡県宅地建物取引業協会等の理解と協力を得て、職員による事業者への個別訪問により、働きかけを行ってきました。

この結果、令和7年3月、上記3業種について、15圏域全てでサービス提供が開始されることとなりました。

※4 提供されるサービス内容例

医療：パートナーへの病状説明・治療方針の同意等ができる。

賃貸住宅：物件のあっせん、賃貸住宅への入居について、家族として取扱う。

住宅ローン：収入合算や連帯保証人について、パートナーも配偶者として取扱うことができる。

※5 サービスが提供される圏域

圏域名	医療	賃貸住宅	住宅ローン
北九州市	○	○	○
遠賀・中間 (中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町)	●	●	○
京築 (行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町)	●	○	○
福岡市	○	○	○
筑紫 (筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市)	○	○	○
糟屋中南部 (宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町)	○	○	○
宗像・糟屋北部 (宗像市、古賀市、福津市、新宮町)	○	○	○
糸島 (糸島市)	●	●	○
朝倉 (朝倉市、筑前町、東峰村)	●	●	○
八女・筑後 (八女市、筑後市、広川町)	●	○	○
久留米 (久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町)	○	○	○
有明 (大牟田市、柳川市、みやま市)	●	●	○
直方・鞍手 (直方市、宮若市、小竹町、鞍手町)	○	○	○
飯塚・嘉穂 (飯塚市、嘉麻市、桂川町)	○	○	○
田川 (田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町)	●	○	○

○…令和5年度までの働きかけによりサービス提供が開始された圏域

●…令和6年度の働きかけによりサービス提供が開始された圏域

パートナーシップ宣誓制度に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、パートナーシップ宣誓制度（以下「制度」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、それぞれが実施する制度を互いに尊重し、甲は乙が交付したパートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）を、乙は甲が交付した受領証を、自らが交付する受領証と同様に取り扱うことで、制度の利用者（以下「利用者」という。）の負担を軽減することを目的とする。

（内容）

第2条 甲及び乙が、それぞれの制度に基づき交付した受領証は、甲及び乙双方の行政サービス（甲及び乙それぞれの制度において提供できるものに限る。）に利用できるものとする。

2 乙において宣誓した利用者が乙の〇域を超えて住所を県内移動した場合、利用者が乙の定める継続利用手続きを行うことで、乙から交付された受領証は継続して利用できるものとする。

（制度の改正に関する相手方への通知）

第3条 甲及び乙は、制度の改正を行うときは、改正の30日前までに改正内容等を相手方に通知するものとする。

（自治体間の連携）

第4条 甲が、乙以外の制度を実施する県内市町村（以下「制度実施県内市町村」という。）と制度に関する協定書を締結する場合は、原則として締結の30日前までに甲が乙に通知するものとし、乙は制度実施県内市町村が交付した受領証を、自らが交付する受領証と同様に取り扱うものとする。

2 甲が、制度を実施する他都道府県（以下「制度実施他都道府県」という。）と制度に関する協定書を締結する場合は、原則として締結の30日前までに甲が乙に通知するものとし、乙は制度実施他都道府県が交付した受領証を、自らが交付する受領証と同様に取り扱うものとする。なお、制度実施他都道府県が、乙の交付した受領証を、自らが交付する受領証と同様に取り扱うことを条件とする。

3 前項の規定について、制度実施他都道府県と制度に関する協定を締結している他都道府県内の制度を実施する市町村（以下「制度実施他都道府県内の制度実施

市町村」という。)が交付した受領証も、自らが交付する受領証と同様に取り扱うものとする。なお、制度実施他都道府県内の制度実施市町村が、乙の交付した受領証を、自らが交付する受領証と同様に取り扱うことを条件とする。

- 4 第1項から第3項の規定にかかわらず、乙と制度実施県内市町村、制度実施他都道府県又は制度実施他都道府県内の制度実施市町村との間で制度に関する協定を締結している場合又は新たに締結する場合は、その協定により取り扱われるものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和○年○月○日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも延長しない旨の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

- 2 甲又は乙は、この協定を解約しようとするときは、30日前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名、捺印の上、各自1通を保有する。

令和○年○月○日

甲 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県知事 服部 誠太郎

乙 ○○○
○○○長 ○○ ○○

パートナーシップ宣誓制度に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と佐賀県（以下「乙」という。）は、パートナーシップ宣誓制度（以下「制度」という。）について、お互いの取組にエールを送り今後とも連携していくことをここに宣言し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、それぞれが実施する制度を互いに尊重し、甲は乙が交付したパートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）を、乙は甲が交付した受領証を、自らが交付する受領証と同様に取り扱うことで、制度の利用者（以下「利用者」という。）の負担を軽減するとともに、制度の利便性向上を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 甲及び乙が、それぞれの制度に基づき交付した受領証は、甲及び乙双方の行政サービス（甲及び乙それぞれの制度において提供できるものに限る。）に利用できるものとする。

2 甲において宣誓した利用者が、乙の県域に住所を移動した場合、利用者が甲の定める継続利用手続きを行うことで、甲から交付された受領証は継続して利用できるものとする。また、乙において宣誓した利用者が、甲の県域に住所を移動した場合、利用者が乙の定める継続利用手続きを行うことで、乙から交付された受領証は継続して利用できるものとする。

（制度の改正に関する相手方への通知）

第3条 甲及び乙は、制度の改正を行うときは、改正の1月前までに改正内容等を相手方に通知するものとする。

（自治体間の連携）

第4条 甲と協定を締結している甲の県域内で制度を実施している自治体（以下「甲の県域内の制度実施自治体」という。）及び乙と協定を締結している乙の県域内で制度を実施している自治体（以下「乙の県域内の制度実施自治体」という。）についても、それぞれが交付した受領証を、自らが交付する受領証と同様に取り扱うことで、前条と同様の取扱いが行えるよう、甲は甲の県域内の制度実施自治体と、乙は乙の県域内の制度実施自治体と連携を図るものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも延長しない旨の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定を解約しようとするときは、1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名、捺印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県 知事
服部 誠太郎

乙 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県 知事
山口 祥義